

こども・子育て支援会議 こどもの貧困対策に関する推進計画策定部会運営規程（案）

1 総則

この運営規程は、こども・子育て支援会議条例（以下「条例」という。）及びこども・子育て支援会議運営要綱に基づき、こども・子育て支援会議に設置したこどもの貧困対策に関する推進計画策定部会（以下、「部会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

2 委員構成

- (1) 部会は、委員 7 名で構成する。
- (2) 部会は、条例第 6 条第 2 項の規定に基づき、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

3 部会の開催

- (1) 部会は、こどもの貧困対策に関する推進計画の策定に必要な回数開催する。
- (2) こどもの貧困対策に関する推進計画を策定した後、部会は廃止する。
- (3) 部会は、審議会等の設置及び運営に関する指針に基づき原則公開とするが、個人情報保護等の観点から、議題により非公開とすることができます。

4 守秘義務

部会の委員は、正当な理由なく部会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

5 庶務

部会の庶務は、こども青少年局企画部企画課が処理する。

附則

この規程は、令和 6 年 6 月 日から施行する。